○九州地方整備局告示第百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年九月二十七日

九州地方整備局長　岩崎　泰彦

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　福岡都市計画道路事業三・四・五十二号粕屋久山線

三　事業施行期間　自平成二十五年九月二十七日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原字長田、字料ノ坪、字橋ヶ元及び字大地地内

使用の部分　福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原字大地並びに大字江辻字古藤地内

○北海道開発局告示第百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十七日

北海道開発局長　澤田　和宏

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道積丹郡積丹町大字野塚町国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署三四七五林班ロ小班から同町大字野塚町国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署三四七五林班い小班まで	前	一九・〇（メートル）～二四・一五	七六・二八（メートル）～一〇三・九三
	後	一九・一一（メートル）～七九・九七	九六・五七（メートル）～九九・七七

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十九号及び二百七十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道島牧郡島牧村字原歌町七九番一から同村字原歌町一五番一まで	前	二一・九（メートル）～二二・〇七	〇・一二四（キロメートル）～〇・一二四
北海道島牧郡島牧村字栄浜二六九番一から同村字栄浜三四九番四まで	後	一七・八一（メートル）～一七・九九	〇・一四九（キロメートル）～〇・一四九

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十二号及び二百三十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
留萌市堀川町三丁目八七番から同市東雲町一丁目二二番一まで	前	A　九・七七（メートル）～五六・〇八	〇・五八二（キロメートル）～〇・六七五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
	後	B　A　九・七七（メートル）～五六・〇八 一七・〇〇（メートル）～七五・七九	〇・五八二（キロメートル）～〇・六七五	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

四(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
留萌市大和田一丁目六八番から同市元川町二丁目四四番一まで	前	B　A　二三・三七（メートル）～一四・〇〇	三・六九七（キロメートル）～二・三四七	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
	後	A　二三・三七（メートル）～一三七・二九 B・C　一〇・五〇（メートル）～一三七・二九	八七・八八（メートル）～三・六九七（キロメートル） 三・六九七（キロメートル）～二・六六七	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

○北海道開発局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十七日

北海道開発局長　澤田　和宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十二号	北海道苫前郡初山別村字明里八五五番二から同村字明里八四四番一まで	北海道開発局及び同局留萌開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年九月二十七日

国会事項

国立国会図書館

○国立国会図書館規則第五号

国立国会図書館資料利用規則及び国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年九月二十七日

国立国会図書館長　大滝　則忠

国立国会図書館資料利用規則及び国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則の一部を改正する規則

（国立国会図書館資料利用規則の一部改正）

第一条　国立国会図書館資料利用規則（平成十六年国立国会図書館規則第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　図書館間貸出し（第四十三条―第五十一条）」を「第五章　図書館間貸出し（第四十三条―第五十一条）　第五章の二　図書館等への送信（第五十一条の二―第五十一条の七）」に改める。